

受付印

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日

事務所 管理番号 申告区分

所在地 (本店が本店 の場合に本店 所在地を記載)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな)	(電話)	前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	
法人名	代表者印 氏名	前期末現在の 資本金等の額	
	経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は連結事業年度分の道府県民税の予定申告書

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額(①の金額)	18	兆 十億 百万 千 円	0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額(①の金額)	1	兆 十億 百万 千 円	0.00
所得割額(②×前事業年度の月数)	19		0.00	予定申告税額(①×前事業年度又は前連結事業年度の月数)	2		0.00
付加価値割額(③×前事業年度の月数)	20		0.00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	3		0.00
資本割額(④×前事業年度の月数)	21		0.00	この申告により納付すべき法人税割額(②-③)	4		0.00
収入割額(⑤×前事業年度の月数)	22		0.00	均等割額(算定期間において事務等所有していた月数)	5	兆 十億 百万 千 円	月
特別法人事業税又は地方人特別税額(⑤)	23		0.00	この申告により納付すべき道府県民税額(④+⑥)	7		0.00
特別法人事業税額(⑤×前事業年度の月数)	24		0.00	前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細	8	兆 十億 百万 千 円	
予定申告税額(①+②+③+④)	25		0.00	(特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等)課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	9		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額又は地方人特別税額	26		0.00	道府県民税の特 定寄附金税額控除額	10		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額又は地方人特別税額(②⑤-②⑥)	27		0.00	外国の法人税等の額の控除額	11		
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額又は地方人特別税額の明細				仮装経理に基づく法人税割額の控除額	12		
摘要	課税標準	税率(100)	税額	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	13		
所得割	所得金額総額 ②⑧	兆 十億 百万 千 円		納付すべき法人税割額(②-③)	14		
所得割	所得金額 ②⑨	兆 十億 百万 千 円		⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭	15		
付加価値割	付加価値額総額 ③⑩	兆 十億 百万 千 円		⑮のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	16		
付加価値割	付加価値額 ③⑪	兆 十億 百万 千 円		差引法人税割額(⑮-⑯)	17		
資本割	資本金等の額総額 ④⑫	兆 十億 百万 千 円		法第15条の4の徴取猶予を受けようとする税額	⑮		
資本割	資本金等の額 ④⑬	兆 十億 百万 千 円		この申告の期間		・	・
収入割	収入金額総額 ⑤⑭	兆 十億 百万 千 円		前事業年度又は前連結事業年度の期間		・	・
収入割	収入金額 ⑤⑮	兆 十億 百万 千 円		備考			
合計事業税額(②⑧+③⑩+④⑫+⑤⑭)	②⑥			関与税理士署名押印			(電話)
平成28年改正法附則第5条の控除額	②⑦						
事業税の特 定寄附金税額控除額	②⑧						
仮装経理に基づく事業税額の控除額	②⑨						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	③⑩						
納付すべき事業税額(②⑥-②⑦-②⑧-②⑨-③⑩)	③⑪						
①の内訳	所得割 ②	兆 十億 百万 千 円					
資本割 ④	収入割 ⑤						
摘要	課税標準	税率(100)	税額				
所得割に係る特別法人事業税額又は地方人特別税額	④⑥	兆 十億 百万 千 円	0.00				
収入割に係る特別法人事業税額又は地方人特別税額	④⑦		0.00				
合計特別法人事業税額又は地方人特別税額(④⑥+④⑦)	④⑧						
仮装経理に基づく特別法人事業税額又は地方人特別税額の控除額	④⑨						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額又は地方人特別税額の控除額	④⑩						
納付すべき特別法人事業税額又は地方人特別税額(④⑧-④⑨-④⑩)	④⑪						

第六号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の一関係)